

年齢に対する偏見をなくし、高齢社会を迎える上での各種の挑戦に対応する。

II、基本理念

高齢者教育は国民全体の教育とみなすべきである。それゆえ、老化教育の施行は年少時より始め、正規の学校教育を通して学生に老齢者を理解し尊敬するように教え、地域ネットワークおよび家庭ネットワークを通して高齢教育事業を構築完備する。同時に、教育資源を整合することにより、専門教材と授業計画を共同で用意し、使用していない施設を老齢者の学習活動のために提供する。老齢者に再教育および社会に参加する機会を提供し、老齢者が社会から疎外また隔離されないようにし、老齢者にやさしい、年齢差別のない社会環境を築かなければならない。

III、重点措置

一、2008-2009年

(一)老齢者教育方針の作成：さまざまな階層の民衆に対し、老化認知の教材を作成し、老齢者専門の教材および授業計画を共同開発し、老齢者の差異に応じた様々な需要の教材を設計し、多方面で老齢者が学習するよう奨励する。

(二)老齢者教育専門家の訓練：関係団体の専門家を訓練し、老齢者の教育活動に適した計画をする。

(三)地区高齢教育指導センターを設立し、各地区老齢者教育の協力、訓練、監督を進め、地域の老齢者教育ネットワーク構築を援助する。

(四)老齢者の学習空間を増設：学校および公共空間を結合し、複合式の利用計画を採用し、同時に、高齢学習センターを運用し、老齢者に地区学習環境を提供する。

二、2010-2015年

(一)正規教育に老化知識を含める：老化知識を正規教育コースに取り入れ、大学専門学校に老齢者学習のコースの開設を推奨する。

(二)各団体で老齢者教育を定めその方法を評価する。

(三)各関係部会を設置統合し、老齢者教育情報提供場所を設ける。

第参編 日程及び分担

第一章 少子化

少子化社会に対応し、人口政策綱領の中身と調和して、出産政策の目標を高めるための、推進方法と具体的な措置の優先順位を以下の表にまとめた：

表 3-1 少子化対策 7 項目の政策関係措置の主な協力機関および実施時期

政策綱領の中身	推奨する方法	具体的な措置	時 期 (年)	処理機関	
				主処理機 関	協力処理 機関
一、設備が整った児童教育と養育サービスシステムを整備し、託児所、就学前教育および学齢児童の放課後サービスを整合	健全な家庭での児童養育システム	1.「児童教育および養育法」の立法成立	2008 -2009	教育部	
		2.「地域保母システム」のサービス能力と利便性を高め続け、家庭託児管理と託児費用の部分を負担する制度		内政部	
		3.地域の事情に合わせた適切な方法をとり、育児教育モデルの普及化と多元非営利形態を推進		教育部	
		4.専業従業員の労働条件の保障と労働権益の確保	2010 -2015	内政部	
		5.小学校児童の放課後の世話をする非営利団体の多元化を推進		労働委員会	
		1.就学前教育の指標の検討、就学前教育データベースの作成、国際データベースとのリンク		教育部	財政部
		2.保母サービスの品質強化と向上		内政部	衛生署 主計処

政策綱領の中身	推奨する方法	具体的な措置	時 期 (年)	処理機関	
				主処理機 関	協力処理 機関
		3.専業従業員のサービス品質の向上		教育部 内政部	
		4.従業員の職業的地位を向上		教育部 内政部 労働委 員会	
二、平等で普及した育児制度の創設、家庭負担のコスト削減	育児をする家庭の経済的支持措置を提供	1.児童給付金の可能性を検討 2.三人以上子供がいる家庭の、家屋購入ローン利息補助の可能性を検討 1.「児童給付金の支給実施条例」の検討および児童給付金実施を推奨 2.三名以上子供がいる家庭の家屋購入ローンの利息補助の実施を推奨	2008 -2009 2010 -2015	内政部 内政部 内政部	
三、出産および育児のための優良な環境を構築	家庭にやさしい職場環境づくり	1.企業内託児施設と関連業務の奨励を進め、関係部会の資産を整合し、優れた託児制度を作る 2.直轄市、県市政府が事業団体を成立し、託児施設の資源整合処理のためのコミュニケーションの場を作る 3.事業団体の協調による託児措置の合理計画に進んで協力する	2008 -2009 2010 -2015	労働委 員会 労働委 員会 労働委 員会	内政部 教育部 内政部 教育部 内政部 教育部
		1.フレックスタイム制度の推奨と託児施設併設の普及化 2.企業の託児施設創作計画の表彰と奨励 3.「男女工作平等法」を実現し、家庭にやさしい職場	2010 -2015	労働委 員会 労働委 員会 労働委 員会	

政策綱領の中身	推奨する方法	具体的な措置	時 期 (年)	処理機関	
				主処理機 関	協力処理 機関
		環境という企業文化の創造			
四、家庭にやさしく、育児と仕事を両立できる仕事条件の創造	産休と無給育児休暇措置の改善	1.「労工保険条例」の出産給付金を修正、「全国軍公教員工待遇支給要點」の生活特別手当のうち出産補助をそれぞれ三ヶ月に増加 2.無給育児休暇の特別手当を検討	2008 -2009	労働委員会 内政部人事局	
		1.男女の雇用者が育児のために無給育児休暇措置を申請できることを宣伝強化 2.無給育児休暇特別手当の支給推進	2010 -2015	労働委員会 銓敘部 国防部	
		3.労保の給付および軍公教員工の生活特別手当の出産補助支給を推奨		労働委員会 内政部人事局	
五、出産保険サービスの強化、遺伝性疾患の予防、性別による平等環境の構築、子供の性別比率アンバランス防止	健全な出産保健システム	1.多元的な出産保健サービスネットワークの構築 2.不妊症予防治療の教育宣伝計画を強化 3.青少年の(出産)健康教育とサービスおよび妊娠中絶の予防を強化 4.子供の性別比率アンバランスを積極的に防止し、女性の自主権を尊重	2008 -2009	衛生署	
				衛生署	
				衛生署	
				衛生署	

政策綱領の中身	推奨する方法	具体的な措置	時 期 (年)	処理機関	
				主処理機 関	協力処理 機関
		1.「人口生殖法」、「優生保健法」の胎児選択あるいは性別鑑別の医療行為を禁止する項目を検討	2010 -2015	衛生署	
		2.医療機構による妊娠中絶情報提供（商業）サービスの計画および推奨		衛生署	
六、児童福祉、児童の心身の健康維持と正常な発育、健全な養子制度を増進し、家庭の子育て能力サポートを実現	健全な児童保護システム	1.児童虐待の救援システム強化	2008 -2009	内政部	教育部 衛生署
		2.家庭の処遇を基礎とする児童保護の実現		内政部	新聞局
		3.関係サービスの導入と評価機構の設立		内政部	
		4.児童保護の観念と手法の宣伝と実現および養育教育の推奨		内政部	教育部 衛生署 新聞局 労働委員会 人事局 国防部
		5.健全な養子制度		内政部	教育部 衛生署 新聞局
		1.「児童および少年福祉法」、「民法」の検討継続	2010 -2015	内政部 法務部	教育部 衛生署
		2.児童保護の専業サービスネットワークの整合		内政部	新聞局

政策綱領の中身	推奨する方法	具体的な措置	時 期 (年)	処理機関	
				主処理機 関	協力処理 機関
七、婚姻、家庭および子供の養育の多元的価値観を尊重し、これを教育の中に取り入れる	結婚の機会の改善と、児童が公共財産であるという価値観の提唱	1.各種学校で、男女の家事、育児と仕事の分担のための教育をし、家庭相談と結婚情報提供を推進する。	2008 -2009	教育部 内政部 衛生署	
		2.兵役に関係する措置を協議し、既婚あるいは育児を必要とする者に、兵役の役別、地域および期間の恩恵を与える		国防部 内政部	
		3.公営、民営団体による、子供がいる家庭に対する交通の使用、公共空間および休暇娛樂施設などの優良な環境の提供および優待措置を奨励		交通部 文建会 内政部	
		1.児童は公共財産であるという価値観の宣伝と提唱を強化	2010 -2015	内政部 文健会	
		2.大学以上の高等教育の修業時間の融通性、卒業年数の短縮		教育部	
		3.研究所以上の高等教育の生活環境改善、学問探求と結婚出産との許容性を高める		教育部	
		4.「大学法」、国民教育関連法規の検討		教育部	

第二章 高齢化

高齢化社会に対応し、かつ人口政策綱領の内容に合わせ、老人が健康、安全、活力および尊厳ある人生を得られるための政策目標、推進政策およびその具体的な措置を優先順位に並べたのが以下の表である：

表 3-2 高齢化政策関係措置 8 項目の主な関連機関と実施時期

政府綱領の 内容	推進政策	具体的措置	時期(年)	処理機関	
				主な処理機関	協力処理機関
一、老齢者介護サービスシステムの構築完備	家庭での老齢者介護サポート	1.ショートステイサービスの推進	2008 -2009	衛生署	内政部
		2.心理および教育サポートプランの推進		内政部	衛生署
		3.中低収入老齢者向け特別給付金の継続支給		内政部 直轄市、 県(市)政府	
	老齢者の健康と社会介護体系の完備	1.疾病予防と健康促進措置の実行	2008 -2009	衛生署 直 轄 市、 県 (市)政府	内政部 教育部 体委会 農委会
		2.長期介護政策および措置の推進		内政部 衛生署 労委会 教育部 直轄市、 県(市)政府	主計所 人事局 原民会 退補会 農委会 経建会 研考会
		1.「健康促進法」の立法推進	2010 -2015	衛生署	
		2.長期介護と健康保険制度の関連を検討し、社会保険方式で長期介護を行う可能性を評価		内政部 衛生署	

政府綱領の 内容	推進政策	具体的措置	時期(年)	処理機関	
				主な処理機関	協力処理機関
二、老齢者経済安定システムの完備	老齢者経済安全保障の向上	1.国民年金開設の準備作業を完成	2008 -2009	内政部	原民会 農委会
		2.国民年金開設		内政部	主計所 労委会
		3.労工退職金の増額と労工自主退職者の関連措置		労委会	
		4.労工保健と老年給付方案の調整		労委会	
		1.老人福祉給付金体系の整合		内政部	原民会 農委会 主計所 労委会
		2.商業年金保健と保証型保険の普及率を促進		金管会	
		3.老人財産信託の推進		金管会	法務部 内政部
		1.中高齢者の就業サービスの強化	2008 -2009	労委会	
		2.中高年者の雇用増進を企業に奨励		労委会	経済部
三、多様な労働形式の尊重および肯定、様々な労働者に十分な発展の機会を与える	中高齢就業と人的資源の運用促進	3.職業訓練体系を強化し、中高齢者の就業技能学習に協力		労委会	
		4.社会立法と社会教育を強化し、中高齢就業者の就業に対する偏見をなくす		労委会	新聞局 内政部
		5.老齢者のボランティアを奨励		各部会 直轄市、 県(市)政府	
		6.シルバー人材センターの発展と、老齢者就業紹介の促進		労委会	直轄市、 県(市)政府

政府綱領の 内容	推進政策	具体的措置	時期(年)	処理機関	
				主担当機関	協力機関
四、健康、安 全、快適な生 活環境づくり	高齢者社会 住宅の推進	1.中高齢者が就業促進給付金 を受ける関係規定の拡大を 研究し、中高齢者の就業サー ビスを強化の継続	2010 -2015	労委会	主計所
		2.「高齢化社会の就業促進法」 制定の研究		労委会	
		3.労働と退職関連法令を改定 し、高齢就業者の就業継続を 奨励		労委会	銓敘部
		4.企業の高齢者継続雇用を引 き続き奨励		労委会	経済部
五、国民全体 の健康な生活 形態を唱導 し、運動と学 習を励まし、 食生活を改善 し、心理衛生 を強化し、國 民の心身健康 を促進	高齢者の交 通運輸環境 の完備	パリアフリー設備設計モデ ルの作成	2008 -2009	内政部	
		1.パリアフリー住宅環境の 建設企画	2010 -2015	内政部	
		2.汎用的な地域環境の建設 企画		内政部	
		3.質と量を備えた高齢者社 会住宅の推進を検討		内政部	経建会
		4.高齢者の社会住宅関連措 置法関連法令の研究制定		内政部	経建会
		5.二世代、三世代あるいは離 れた世代が優先して近所の社 会住宅に入居できる関係規 制の検討		内政部	経建会
五、国民全体 の健康な生活 形態を唱導 し、運動と学 習を励まし、 食生活を改善 し、心理衛生 を強化し、國 民の心身健康 を促進	高齢者の交 通運輸環境 の完備	1.高齢者の歩道安全環境を 強化	2008 -2009	交通部	直轄市、 県(市)政 府
		2.高齢者が利用する大衆運 輸手段の安全管理を強化		内政部	
		3.高齢者の運転する車両の 安全管理を強化		交通部	
		1.交通建設の汎用的な設計 関連措置を企画	2010 -2015	交通部	直轄市、 県(市)政 府
		2.高齢者の交通情報サービ スシステムの企画		内政部	
				交通部	

政府綱領の 内容	推進政策	具体的措置	時期(年)	処理機関	
				主処理機関	協力処理機関
高齢者の娯楽参加の促進	高齢者文化健康休暇巡回サービス推進	1.移動式の老齢者文化健康休暇巡回サービス推進	2008 -2009	内政部 直轄市、 県(市)政 府	
		2.多様な娯楽活動の機会および各種学習コースの提供		教育部	交通部 内政部 文建会 体委会 直轄市、 県(市)政 府
		3.大学専門学校の高齢者娯楽活動企画コースの開設を奨励し、老人の運動娯楽活動の専門家を育成		教育部 体委会	交通部
		4.軽度の障害を持つ老齢者および介護者の運動娯楽活動に関する専門家を養成		教育部	体委会 内政部
六、友好的および多様性を尊重する教育内容と環境をつくり、男女平等および生涯学習の意識を積極的に推進	高齢教育システムの完備	1.現行の娯楽資源を整合し、老人の娯楽サービスネットワークを整合し、老人の行動に便利で老人に優しい娯楽環境を建設	2010 -2015	内政部 交通部 教育部 文建会 農委会 体委会 退補会	直轄市、 県(市)政 府
		2.軽度の障害を持つ老人に適した運動娯楽活動の設計		体委会	交通部 直轄市、 県 (市)政府
		3.高齢者の運動娯楽活動の専門指導員登録制度設立		体委会	教育部 交通部 労委会

政府綱領の 内容	推進政策	具体的措置	時期(年)	処理機関	
				主たる処理機関	協力処理機関
高齢教育シ ステムの完 備		1.老齢者教育方法を作成	2008 -2009	教育部 直 轄 市、県 (市)政府	内政部 衛生署 文建会 農委会 退補会
		2.老齢者教育の専門家を養 成		教育部 直 轄 市、県 (市)政府	内政部
		3.地域高齢教育指導センタ ーの建設		教育部	内政部
		4.老齢者の学習空間の増設		教育部 直 轄 市、県 (市)政府	内政部 衛生署 文建会 農委会 退補会
		1.老化知識を正規教育に取 り入れ、大学専門学校に老 齢者学習に適したコースを 開設		教育部 直 轄 市、県 (市)政府	内政部
		2.関係部会を設置統合し、老 人教育情報交換の場を設置		教育部	内政部 衛生署 文建会 農委会 退補会
		3.各団体による老齢者教育 奨励および評価方法を研究		教育部	直轄市、 県(市)政 府

第四編 効果と利益の期待と展望

第一章 期待される効果と利益

少子化、高齢化および移民の変遷の傾向により、人口アンバランスなど多くの問題が発生しており、早期対応、関係対応策の計画と具体的で有効な措置が必要である。期待される効果と利益を、以下に説明する。

I、少子化

わが国の出生率は連続して下降し、少子化現象が発生しており、その具体的な解決方法は必ずしも出生率低下傾向の緩和、およびその社会経済発展に対する不利な影響の解決のみではない。対策の基本的目標は出生率の上昇だけを追及するものではなく、人口の質の向上も必要でありために、質と量の両方を重んじる人口発展政策を実行する。まさに未来の国家全体の社会経済発展に有利な、わが国の人囗政策綱領を指導の原則とし、少子化関連対策および具体措置を計画する。効果と利益の達成の期待を以下に示す。

一、完全で健全な家庭政策を計画し、民衆の出産に対する願望を高め、わが国が直面している少子化問題を徐々に解決する。

二、児童養護サービス、無給育児休暇と経済支援措置などを含む、先進国家の育児奨励制度を参考にし、家庭における出産、養育の経済負担を軽減する。

三、就学前の託児教育サービス措置を強化し、平等で普及した家庭託児制度および完全な児童託児教育と放課後の世話を提供するシステムを作る。家庭で幼児託児教育に必要とする施設とサービス供給を改善し、出産、育児の優良な環境を作り出して、少子化社会の問題の解決を助ける。

四、婚姻を尊重し、家庭と養育の多元的価値観を教育システムの中に取り入れ、出産と育児をやさしくサポートする男女平等な環境を積極的につくり、わが国の女性労働者が出産ゆえに不利な境遇に陥る問題を解消する。

五、教育宣伝を通し、出産育児および男女の子供に対する同様の価値観を伝える。性別に対する平衡の取れた価値観を育て、子供の性別比率アンバランスを防止する。出産を願う不妊症夫婦に対し、出産の支持措置を提供して、家庭の出産に対する要望に応え、女性の出産保健に関して改善を図る。

六、家庭にいる子供に、安全でのびのびとした成長環境を提供し、児童虐待という悲惨な事件の発生を減らし、心身ともに健康な世代を育て、わが国の人団の権利と価値を高める。

七、家庭にやさしい職場の設計を通じ、保障と福祉に積極的な労働条件を作り、託児養育にかかる負担解決を助け、わが国の女性の労働参画率を高める。

II、高齢化

人口構造の変遷が生み出した少子化現象と、国民の平均寿命の延長に伴い、高齢化社会の傾向が急激化し、もはや避けることはできなくなっている。そのため、高齢者の健康、介護および経済安全はますます重要になってきている。わが国の人口政策綱領を指導原則とし、高齢化関連対策および具体的で有効な措置を計画し、その効果と利益達成の期待を示す。

一、ショートステイサービス、心理および教育の支持法案を通じ、中低収入の老人に対する特別介護給付金などにより、家庭の老人介護措置を支持し、高齢者がさらに行き届いた世話を得られるようにする。

二、長期介護、疾病予防と健康促進などの対策を通じ、老人の健康と社会の介護システムを完備する。

三、国民年金保険を創立し、労工退職金を自分で引き出せる構造にするなどの措置を強化し、老人の経済安全をさらに保障する。

四、直接仕事を作り出す計画、雇用奨励特別手当と創業の援助などの対策、および職業訓練計画の実施を通じ、中高齢者の就業を助け、その労働力資源をさらに十分利用する。

五、良質な高齢者住宅を提供し、一般的に通用する環境を建設することにより、高齢者の社会住宅をさらに多様化させ、高齢者住宅市場を健全に発展させる。

六、高齢者の移動効率を向上させ、適時科学技術を応用した補助を提供し、尊重と配慮の効果と利益を宣伝指導し、高齢者輸送の安全な環境を作るなどの四方面で、高齢者の交通輸送環境をさらに完備し、交通を老人の便宜と使用にさらに適したものとする。

七、休暇サービスシステムの形成を通じ、老人の社会参与を促す。高齢者の余暇活動事業を作り上げ、専門事業の人材を養成し、サービスの質を向上させ、高齢者の余暇活動参加をさらに全面化させ、老人の生活の質を継続的に向上させる。

八、完全な高齢者教育システムの構築と教育資源の整合を通じ、国民に正確な老化概念を与える。老人に再教育の機会を提供し、高齢化社会のさまざまな挑戦に対する準備をする。老人に親切で年齢に対する偏見のない社会を作り上げる。

III、移民

結婚、親戚関係を利用してわが国に移住する国民は大幅に増加している。一方で、政

府は以前から人を尊重するという基本理念をもっており、その合法的な基本権益を積極的に擁護し、移民が順調に国内で生活し、発展を遂げるよう助ける。さらに、グローバル化的時代が到来し、国際的に人材や資本が速やかに流通しており、各国は積極的に外国の優秀な人材を集め、国家社会の経済全体の継続発展および国際間競争力を維持している。国際発展の新しい傾向に対応するため、わが国の移民対策は革新の精神を持ち、利益のために弊害を取り除く方向に大きく前進し、わが国の移民の歴史に新たな扉を開くことが期待される。ここに、わが国の人口政策綱領の指導原則として、移民に関する対応策および具体的で有効な措置、その利益と効果達成の予測を以下に略述する。

一、移民の社会、教育、文化、経済および健康の権利を保障し、移民の社会参加を促進し、わが國の人権立国という理念を実現する。

二、政府および民間資源を運用し、移民家庭と移民子女を多方面から世話をする措置を創設する。移民が台湾の社会で直面する文化的衝撃を減らし、速やかにわが国の生活環境に適応できるようにし、多元的に共栄する社会を建設する。

三、移民の就業能力を強化し、移民の労働参加率を高める。積極的に新しい人的資源を開発し、国家の新しい生産力を創造し、経済繁栄を促進する。

四、専門技術を持つ移民を集め、投資し、外国籍留学生が卒業後に台湾に残って就職しようという意欲を高めることにより、全体的な労働力と国際競争力を高め、国家の科学技術と経済発展を促進する。

五、多元的な教育の発展、多元的な文化価値の唱導を通じ、民族グループおよび社会の調和を促進し、台湾を多元文化に対する偏見のない社会にしていく。

六、出入国の国境管理を強化し、便利で効率的な通関措置とサービスを提供する。密売取調べの人員を強化し、密売被害者の保護を実現し、わが国の国境の安全を確保する。

少子化、高齢化および移民に関して期待される結果を得るために、第3編各項では年代別措置について考慮してきた。現在すでに実行されている措置は、各主要機関の分業に依存し、行政院が査定する年度予算額限度内で積極的に推進処理する。新しい措置については、各主要機関の分業で細部を計画、あるいは執行法規は内政部の報院の査定により実施する。

第二章 展望

わが国の現在の人口構造は、少子化、高齢化および移民の急速な増加などの三大問題に直面している。この傾向が続くなら、やがて、社会、経済発展、国家全体の国力上昇に不利で、重大な影響をもたらす。

人口政策白書は政府が産、官、学など各階の意見を総合したもので、周密な研究と話

し合いを経て計画完成したものである。白書は、少子化、老化および移民などの三大問題を扱っており、積極的、効果的な対策と措置を計画している。この対策と措置の実現により、わが国は若い者が持つ強さを用い、年配者が幸福な生活に満足できる社会を展開する。社会の安定や繁栄と国力が永遠に発展する、現代的な福祉国となる。三大問題に対応するための政策措置とその展望を以下に述べる。

一、幸福な家庭とすばらしい人生を営む

少子化がもたらした人口構造のアンバランスを緩和し、わが国がグローバル社会における競争力で優勢であり続けるため、政府は資源を集中し人口政策の遂行を決意する。少子化社会対策の実施を通じ、出生率の低下傾向を緩める一方、総出生率を 2015 年までに OECD 国家の出生水準である 1.6 まで高める。同時に出産、養育に有利な環境を作り出すことにより、結婚を願う人は跡継ぎをあきらめる必要がなくなる。既婚女性は、家庭と職場で平等な待遇を受ける。子供がいる家庭では、国家、社会と家庭の三つが共同で世話、養育、教育の責任を担い、幸福な家庭とすばらしい人生を創造する。

二、老人生活の健康と尊厳を増進

人類の平均寿命が延び、人口構造の老齢化はすでに世界的な現象である。1993 年、わが国の老人人口は 7% を超過し、まさに高齢化社会に入った。2007 年 12 月には老人の人口が 232 万 3,937 人となり、すでに総人口の 10.21% となり、老人の健康および経済安全保障の重要性が明らかになった。政府は高齢化社会対策の実現を経て、老人の健康と社会による世話、経済安全、人的資源、社会住宅、交通、教育および休暇などの関連制度を完備し、老人およびその家族が良質の生活を享受し、老年の生活を豊かにすることを目指す。さらに、老人の社会的貢献を認め、老人を社会の宝とみなし、老人は健康、安全、活力、尊厳を保ち、人生の最後まで生きる価値を持てるようにする。

三、移民の夢が実現する理想の庭園の実現

数年来、外国籍と大陸の配偶者が相次いで移民してくる状況の下で、台湾の人口は次第に変化してきた。政府は人権と道徳に対する配慮、国家の永続する発展の必要に基づき、世界の人材や資本の招致吸収を拡大する。国家建設発展の基礎は、発展する国家社会の経済発展の継続である。移民政策の実施を通じ、移民の指導制度を完備する。優良な移民環境を構築し、就業機会を増やし、移民の権益を保障する。移民が台湾の社会に溶け込み、良好な生活品質を享受し、裕福な反映を共有する。多元文化の新しい様式の社会が展開され、理想の庭園という夢がかなう。

政府各関係機関は行政院の「中華民国人口政策綱領」の掲げる五大基本理念を堅持し、積極的に本白書の計画する諸般対策と措置を執行する。同時に、社会大衆、団体および各界知名人に呼びかけ、人口問題を重視し、人口政策の内容とその重要性を社会の人の心に植え付け、賛意を得る。それが実現すれば、家庭、学校、社会の各界および政府の共同努力により、人口政策の三大展望は実現を待つのみである。

付録二 先進国家の政策概述

附表 1 先進国家の政策の概説－少子化関連部分

国	具体的措置
フランス	<p>一、産休</p> <p>フランスの女性の産休は出産胎児の順位、あるいは同時に生まれる人数によって決まる。一度に一人の子供を出産する人は、第一子の産休は 16 週間、第二子以上の産休は 26 週間である。双子の出産の産休は 34 週で、三つ子の産休は 46 週であり、産休中は少なくとも 10 週間の給料を受け取れる。フランスの男性は、妻が出産時に付き添い産休を取り、14 日間の付き添い産休期間中、全額の給料を受け取れる(上限は毎月 2,432 ユーロ)。</p> <p>二、育児休暇</p> <p>会社が従業員 200 名以上の規模であれば、従業員は 2 年の無給産休を得られ、職場に復帰する権利を保障される。</p> <p>三、多元的な託児サービス</p> <p>家庭での世話、個別の世話、団体託児、中途託児など、公立幼稚園は無料制を採用しており、3 から 6 歳の児童が公立幼稚園に通う比率は 87.5 から%～87.7% の間である。</p> <p>四、託児特別手当</p> <p>フランスでは養育を自由に選択する方式、あるいは仕事を自由に選択する方式で付加補助を得られる。</p> <p>五、育児特別手当</p> <p>フランスの新生児あるいは養子は、808.31 ユーロの補助金を得られ、その申請資格は、養育する子供の数および給与収入による。フランスでは 3 歳未満の子供あるいは 20 歳未満の養子を養育する際、子供の数ごとに毎月 161.66 ユーロを受け取れ、期間は三年である。申請資格は養育する子供の数と給与収入による。</p> <p>六、税の優遇</p> <p>フランスでは 7 歳以下の児童の託児費用に対して減税され、政府は無税の各項養育補助を提供しており、託児組織を持つ企業は減税措置を受けられる。</p> <p>七、その他の経済支援</p> <p>フランスでは家庭補助、家庭付加補助、父(母)親の同伴補助、教育補助、家屋の賃貸補助、住宅補助、引越し補助、一人親補助、特殊教育補助、予備就業基本収入補助が提供される。</p>
オランダ	<p>一、産休</p> <p>オランダの女性は 16 週の産休を得られ、オランダの産婦の配偶者は二日の付き添い産休を申請できる。</p> <p>二、新生児の育児休暇</p>

附表 1 先進国家の政策の概説－少子化関連部分

国	具体的措置
	<p>オランダの男女従業員は 13 週の育児休暇を得られる。</p> <p>三、育児休暇</p> <p>オランダの父母は最長六ヶ月、無給、終日ではない育児休暇を申請できる。</p> <p>四、保護者休暇</p> <p>オランダの親は緊急事態以外でも、世話をための休暇を最長 10 日申請して、家族の病気の子供(養子を含む)の世話ができる。この短期の世話の期間中、雇い主は少なくとも 70%の給与を従業員に支払う。家族の重病疾患の子供を世話するため、父母あるいは家族の中で瀕死の子供を世話する者は、条件付で毎年最長 6 週間の長期介護休暇を申請できる。</p> <p>五、託児サービス</p> <p>オランダの現在の託児サービス組織は 3 種類に大別される。市政府当局の経済的な援助を受けて保護者が費用を払う託児サービスは 30%を占める。雇い主の経済的な援助、減税がある、保護者が費用を払う託児サービスは 60%を占める。減税および保護者が払う費用の減額がある託児サービスは 10%を占める。</p> <p>六、育児特別手当</p> <p>オランダでは 17 歳以下の子供を養育する場合、子供の人数と年齢により、一人当たり毎月 176.62-380.77 ユーロの児童補助金を受け取れる。</p> <p>七、出産給付</p> <p>オランダでは 16 週間の有給産休が得られ、オランダの男女は新生児の育児休暇中、公務員は 75%の給与を得られ、一般企業では雇い主と従業員が協議する。</p>
フィンランド	<p>一、託児給付金</p> <p>フィンランドでは 3 歳以下の幼児で公立養育センターを使用していない者は、毎月 2,800 から 8,300 台湾ドルの育児補助手当を受けられる。フィンランドの 3 から 6 歳の幼児で公立託児設備を使用していない者は、毎月 1,700 から 5,500 台湾ドルの託児補助手当を受けられる。3 歳から 6 歳までの幼児で私立の児童センターを利用している者は、私立幼児センターに対する政府の直接給付金を受けられ、幼児の人数ごとに 3,900 から 4,500 台湾ドルを受けられる。</p> <p>二、出生給付</p> <p>フィンランドでは産休期間、給与全額が支給され、最高で毎日 2,000 台湾ドル、最低毎日 248 台湾ドルが補填される。出産あるいは養子の給付金は 4,600 台湾ドルである。</p> <p>二、税制優遇</p>

附表 1 先進国家の政策の概説－少子化関連部分

国	具体的措置
	フィンランドの出産給付は、毎月の生活特別手当、無税の育児補助および託児補助である。産休期間の給与補助は納税が必要である。
スウェーデン	<p>一、スウェーデンでは外国人の子供を養子にもらう場合 14万 9,000 台湾ドルの特別補助を得られる。</p> <p>二、スウェーデンの産休期間には 80%の給与補助を受けられる。</p> <p>三、税制優遇</p> <p>スウェーデンの出産給付および毎月の生活補助は無税であり、産休期間中の給与補助は納税が必要である。</p>
デンマーク	<p>一、出産給付</p> <p>デンマークの女性は産休期間中、週ごとに給与補助があり、最高で毎週 1万 3,000 台湾ドルを受けられる。出産あるいは養子には毎月 2,300 台湾ドルが給付され、7歳の誕生日まで、合計で 20万台湾ドルが給付される。</p> <p>二、税制優遇</p> <p>デンマークの出産給付および毎月の生活補助は無税で、産休期間の給与補助は納税が必要である。</p>
ベルギー	<p>一、生活給付</p> <p>ベルギーでは一人目の子供を出産すると 3万 1,000 台湾ドルが給付され、第二子以上では 2万 3,000 台湾ドルが給付される。養子(一人まで)には 3万 1,000 台湾ドルが給付される。</p> <p>二、税制優遇</p> <p>ベルギーの出産給付と毎月の生活補助は無税で、産休期間の給与補助は納税が必要である。</p>
イタリア	<p>一、生活給付</p> <p>イタリアでは規定の産休期間に 80%の給与補填がある。特別の理由がある場合の追加期間中は、給与の 30%が補填される。仕事を持たない女性に対する出産給付は 2万 6,000 台湾ドルで、仕事を持つ女性の出産給付は 5万 1,000 台湾ドルである。第三子以上の出産には別途現金の補助がある。</p> <p>二、税制優遇</p> <p>イタリアの出産給付および毎月の生活補助は無税で、産休期間中の給与補助は納税が必要である。</p>
ドイツ	<p>一、育児休暇</p> <p>ドイツの育児法により、子供が 3歳になるまでに 3年の育児休暇を申請できる。</p> <p>二、税制優遇</p> <p>ドイツでは毎月生活補助は無税で、補助については納税が必要である。</p>

附表1 先進国家の政策の概説－少子化関連部分

国	具体的措置
イギリス	<p>一、託児給付金 イギリスでは低収入家庭の仕事を持つ父母のどちらかが託児補助を受けられる。</p> <p>二、出産給付 イギリスでは出産あるいは養子をもらう場合の補助として子供の人数ごとに1万台灣ドルを受けられる。</p> <p>三、税制優遇 イギリスでは出産補助は無税である。</p>
日本	<p>一、育児休暇制度、再雇用制度の推進 日本政府は人民の自由意志を尊重する。人口政策が暗に含まれた社会福祉措置として、育児休暇制度、再雇用制度の推進により出生率を高めている。1991年の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、「無給育児休暇」申請者の復職する権利を企業が受け入れることを保障している。</p> <p>二、育児手当 日本では1992年に法律が改正され、二人目以上の子供に対する補助の継続に加えて、第一子および低収入家庭の補助が加えられた。同時に子供の補助の年齢制限が三歳以下となった。</p> <p>三、税制優遇 日本では2000年に提出された「育児減税法案」により、幼児がいる若い夫婦の経済負担軽減のため、6歳以下の子供がいる家庭では、国税と地方税の減税を申請できる。</p>
シンガポール	<p>一、託児特別手当 シンガポールでは2歳から5歳の幼児の託児に対し、政府が部分的な託児特別手当を提供する。</p> <p>二、育児特別手当 シンガポール政府は「現金プレゼント」と「相対貯蓄」を提供し、第三子出産時には産休時の給与補填が提供される。合法的な結婚をして仕事がある母親に対し、第三子以上を出産する場合、従来の規定にある産休および給与補填に加え、政府が企業を通して8週間分の産休時給与補填を支払う。これは総額38万台灣ドル未満である。</p> <p>三、税制優遇 シンガポールは二人以上の子供を出産する家庭に対し、高めの減税額と特別控除額を適用している。</p>

付表2 先進国の政策概説－高齢化関連部分

国	具体的措置
OECD	<p>一、年金方案の改革、年金取得年齢の延期、年金方案のシステム依頼比の低減(年金受領者の保費納付者に対する比)、年金方案の財務圧力の緩和、労働市場に老齢者がとどまる期間の延長。</p> <p>二、年金給付の公式方法の改修により、退職延期の要因を高める。</p> <p>三、社会安全方案の改革により、早期退職を防止</p> <p>四、年齢差別を防ぐ関係立法を定め、雇い主の雇用偏見を禁じ、中高齢者の仕事の権利を保障する。</p>
国際労働機関(ILO)	<p>段階的な年金体系、四段階の年金体系</p> <p>一、第一段階は、貧困者に対する資産調査と給付であり、これにより貧窮を避ける。</p> <p>二、第二段階は強制的、公営的に納付給付する確かな給付体系であり、適切な所得代替が提供される(40%から50%)。</p> <p>二、 第三段階は確実な督促を基礎とし、一定の給与等級を強制的に組み込み、民間からの納付も可能で、定期的な給付を提供する。</p> <p>三、 第四段階は任意制で、私営の年金体系である。第二段階の強制納付給付の社会保険を年金制度の中心とし、その他の三段階体系でこれを補う。</p>
世界銀行	<p>2005年に五段階の年金体系を提出</p> <p>一、第一段階は、税収により、普及式および補填式の社会年金あるいは社会救助を提供する。</p> <p>二、第二段階は強制的、公営的に保険費用を提供する公共年金である。</p> <p>三、第三段階は、一定の金融資産を強制的に組み入れ、職業年金を提供する。</p> <p>四、第四段階は任意制で、一定の金融資産を組み入れ、職業年金あるいは個人年金を提供する。</p> <p>五、第五段階は任意制で、一定の金融あるいは非金融資産を組み入れ、家庭の医療費、住宅などのサービスを提供する。</p>
英国	1995年に「介護者法案」が制定され、介護者が評価される権利を持つことが定めた。
米国	<p>一、家庭老人介護サポート</p> <p>2000年に老人法(Older Americans Act)を改定し、「家庭介護者への支援」が追加され、各州政府が家庭の介護者に以下の五項目のサービスを提供するよう規定：</p> <p>1.情報提供サービス、2.介護者へのサービス受給支援、3.個人相談、団体、介護者教育研修の支援；4.ショートステイサービス；5.その他の補足的サービス。</p> <p>二、老齢者健康の各種社会介護体系の完備</p>